

甲子園大学大学院研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め

1 趣旨

甲子園大学大学院学則第2条第2項の規定に基づく本学大学院に設置する研究科、専攻の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、この定めによるものとする。

2 教育方針

甲子園大学学則第1条第1項に規定する校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」の建学の精神に基づいて、人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた健全かつ有能な人材を育成することが、本大学院の教育目的である。

この目的を達成するため、学術の理論及び応用を授けるとともに、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業人としての学識及び能力を培い、社会の進展に寄与できる人材の養成を教育方針とする。

3 研究科、専攻の人材養成及び教育研究上の目的

(1) 栄養学研究科、食品栄養学専攻

本学の建学の精神に基づいて、人間性豊かな教育を行うとともに健康・成長・生命の維持に欠かせない栄養ならびに食品・食料に関するさまざまな問題について、その専門的知識を活かして、社会に貢献し得る人材の養成を行うことを目的とする。

① 博士前期課程

基礎栄養学と応用栄養学を含む栄養学領域と、食品分析科学と食資源利用学を含む食品学領域の2領域を設け、現代社会の抱える栄養に関する諸問題および、食品の機能性・安全性や食糧資源の安定的確保に資する教育・研究を行う。身につけた専門的知識や技術を活かし、社会に還元できる能力を備えた人材を養成する。

② 博士後期課程

基礎栄養学、応用栄養学、食品分析科学、食資源利用学の部門を設け、新しい知見の追求や技術の開発を実践することで学術の進歩に貢献する。より深く専門性の高い知識と思考力を身につけ、自立した研究者、指導者としての能力を備えた人材を養成する。

(2) 心理学研究科、心理学専攻

大学で修得した知識を基礎とし、博士前期課程では心理学コース、臨床心理学コースの2コースを設け、学生に自己の選択によりいずれかの分野を専攻させる。博士後期課程では心理学コースを設ける。

本専攻においては、高度の専門性を身につけた人材養成を目的とする。

① 博士前期課程

公認心理師及び臨床心理士をはじめ各種カウンセラー、専門社会調査士などの資格に必要な高度の知識と技術を身につけ、さらに人間的にも成熟した専門職に携わることのできる人材を養成する。

② 博士後期課程

博士前期課程で勉学・修得した知識を基礎に、「人間」に関わる高度の専門を究め、広い学術的な視野と方法を身につけた指導者や研究者を養成する。

4 改廃

この定めに関する改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この定めは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定めは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 現代経営学研究科に関する定めについては、当該学部が廃止されるまで、なお従前のおりとする。

附 則

この定めは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この定めは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、令和 4 年 10 月 18 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定めは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。